

規制影響分析書(様式)

規制の名称	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく表示義務等の適用範囲の拡大等		
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 電話番号: 03-5253-5947 e-mail: y-kosugi@soumu.go.jp		
評価実施日	平成17年3月11日		
規制の内容・目的	<p>・受信者の同意を得ず一方的に送信される広告宣伝メール(いわゆる迷惑メール)の送信については、個人(事業のために電子メールの受信をする場合における個人を除く。)に対して特定電子メールの送信の適正化等に関する法律において「未承諾広告※」と表示する義務等が課され、また、広告宣伝の手段として架空電子メールアドレスによる送信をすることが禁止されているが、最近における送信手法の巧妙化・悪質化に鑑み、「特定電子メール」の定義の拡大・架空電子メールアドレスによる送信禁止の範囲拡大・送信者情報を偽った送信に対する直罰化等の措置を講じ、これらの電子メールの送信による被害を軽減する必要がある。</p>		
	根拠条文	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 第2条、第5条	
想定され得る選択肢	◆選択肢1:	現状維持	
	◆選択肢2:	表示義務等の対象となる特定電子メールの定義の拡大、架空電子メールアドレスによる送信を禁止する範囲の拡大、送信者情報を偽った送信に対する直罰化を規定する。	
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	電子メール利用者にとっての良好な環境の確保	<p>・企業や団体、事業を営む個人等に対して送信される受信者の同意を得ない広告宣伝メールの大量受信や、それによる業務の非効率化等依然として問題が続く。</p> <p>・送信者情報が偽られた広告宣伝メールが送信されることにより、実際の送信者に対し受信拒否の通知を行ったり行政処分等を行ったりすることが困難である状況が続く。</p>	<p>・企業や団体等に対して送信される、事前の承諾を得ない広告・宣伝メールに対しても表示義務や再送信禁止の義務等が課され、電子メールの利用について一層の良好な環境の整備が図られることが期待される。</p> <p>・送信者情報を偽って送信する行為を直接刑事罰の対象とすることで、抑止効果や警察等の捜査機関による取締りが行われることにより法の執行がより効果的に担保できるようになることが期待されるほか、フィルタリング等の電気通信事業者及び利用者における迷惑メール対策の効果向上等が見込まれる。</p>
	電子メールサービスの円滑な提供の確保	<p>・電子メールの送受信の遅延や大量の迷惑メール送受信に対応するための設備増強を電気通信事業者等が強いられるなど依然として問題が続く。</p>	<p>・架空電子メールアドレスによる送信禁止の範囲拡大により、電気通信事業者等に対する架空電子メールアドレスあてメール送信件数が減少し、電子メールサービスの円滑な提供が確保されることが期待される。</p>
	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
想定される負担	実施に要する負担(行政コスト)	現状どおり。	<p>・架空電子メールアドレスによる送信禁止の範囲拡大など、行政処分の対象となる禁止行為の拡大により、総務大臣が行政処分のための調査等をするためのコストが増加する。</p> <p>・新たに刑事罰の対象となる送信者情報を偽った送信行為について捜査等をするためのコストが発生する。</p>
	実施により生じる負担(遵守コスト)	現状どおり。	<p>・新たに禁止範囲に含まれることとなる手法により電子メールの送信を行っている者等には、当該手法を中止又は変更するコストや、そのために営業が一部できなくなるなどのコストが生じると考えられる。</p> <p>・また、企業や団体等に対して、事前の同意を得ずに広告宣伝メールを送信する場合に、「未承諾広告※」と表示する義務等を新たに遵守するためのコストが生じる。</p>
	その他の負担(社会コスト)	受信者の同意を得ない広告宣伝メールを利用者が受信する際のコスト、電気通信事業者等が大量の広告宣伝メール等を取り扱う際のコストなどの社会的コストに軽減が見込まれない。	—
各選択肢間の比較	<p>選択肢2の場合、行政コストが発生するのは捜査機関等に限られること、遵守コストについても、企業や団体等に対して事前同意を得ずに広告宣伝メールを送信する場合には現在個人に対して送信する場合と同様の表示をすれば足りること、架空電子メールアドレスによる送信や送信者情報を偽った送信のような手法は正当な広告宣伝メールの送信を行う場合には想定されないそもそも悪質な行為であることなどから、想定される負担については限定的なものであると考えられる。</p> <p>一方、期待される効果については、広く電子メールを利用している者一般に見込まれ、直罰化による抑止効果も期待される。</p> <p>したがって、選択肢2を選択した場合のコストと効果を比較すると、効果の方が大きいと判断される。</p>		
備考			